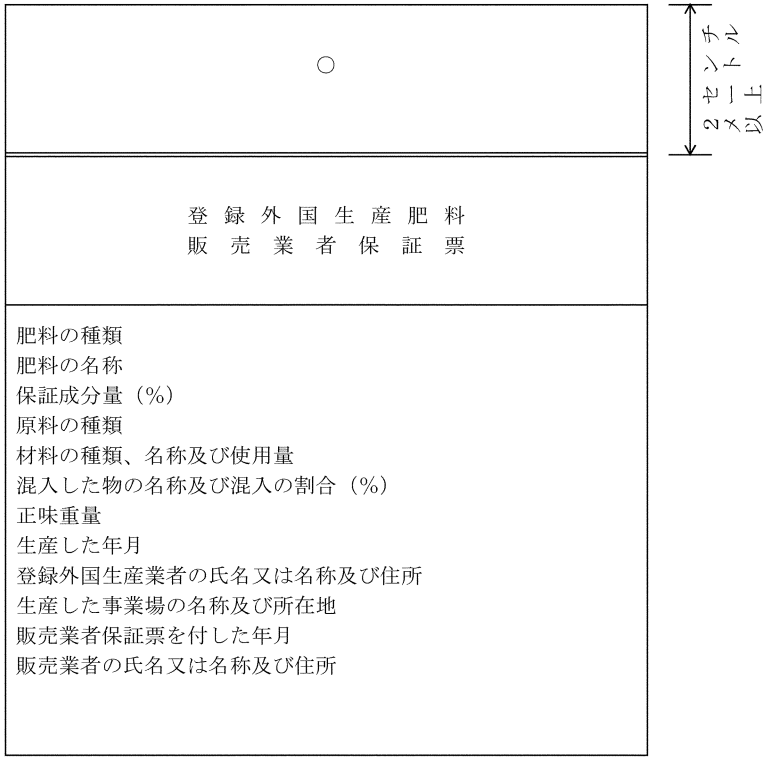
（チ）法第33条の２第１項の規定による登録を受けた普通肥料（法第４条第１項第３号に定める普通肥料の登録を受けたものを除く。）の場合



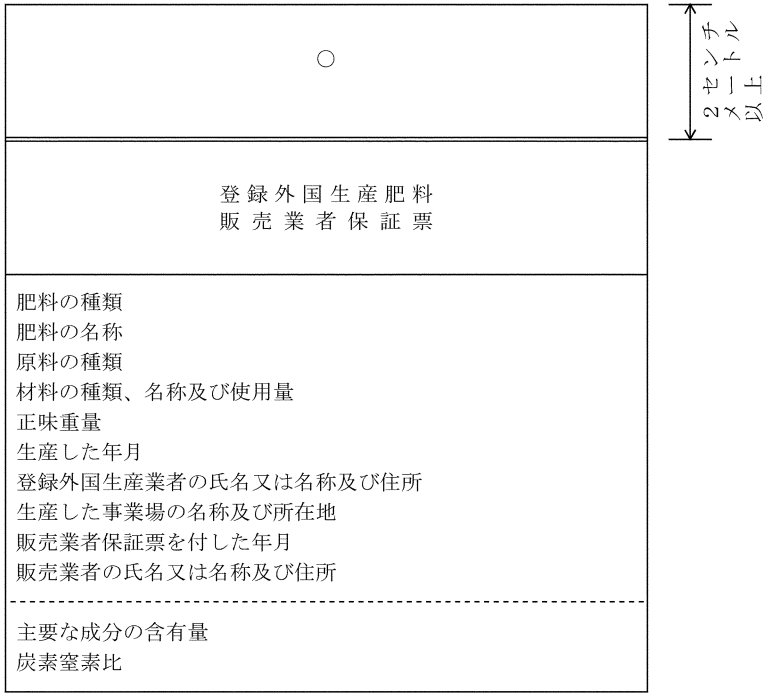

備考

１　様式第９号（イ）の備考第１号から第６号まで及び第９号並びに様式第10号（イ）の備考第２号の規定は、登録外国生産肥料販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第９号（イ）の備考第９号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の種類」」と読み替えるものとする。

２　生産した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

３　荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

（リ）法第33条の２第１項の規定による登録を受けた法第４条第１項第３号に定める普通肥料の場合




備考

１　様式第９号（イ）の備考第１号から第６号まで及び第９号の規定は、法第33条の２第１項の規定による登録を受けた法第４条第１項第３号に定める普通肥料の場合における登録外国生産肥料販売業者保証票について準用する。この場合において、様式第９号（イ）の備考第９号中「「登録番号」」とあるのは「「肥料の種類」」と読み替えるものとする。

２　生産した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

３　荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

４　主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。